

大学生等インターンシップ推進事業業務委託 企画提案公募実施要領

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

※ 山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課が実施する本業務は、令和7年2月山梨県定例県議会において、当該業務にかかる当初予算が否決された場合は執行しないものとします。

1 業務の目的

県内企業でのインターンシップ・就業体験（以下「インターンシップ等」という。）を通じて、県内大学生等の県内就職や県出身大学生等のU・Iターン就職を促進するため、産学官連携事業として、インターンシップ等受入企業と学生とのマッチングを積極的に支援する。

2 業務概要

(1) 業務名

大学生等インターンシップ推進事業業務委託

(2) 業務内容

別添「大学生等インターンシップ推進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託料上限額

8, 3 2 7, 6 3 2 円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

(4) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 選定結果の効力発生について

本企画提案公募における受託者の選定の効果は、令和7年4月1日に令和7年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

3 応募資格

企画提案に参加する者は、次の要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から企画提案審査の日までの間に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日）」または「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（令和6年4月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (6) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (7) 現に就職支援に関する事業を実施する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。

4 企画提案に係る日程

企画提案公募公告	令和7年2月27日（木）
質問票の提出期限	令和7年3月10日（月）午後5時必着
質問回答	令和7年3月12日（水）
参加申込書受付期限	令和7年3月14日（金）午後5時必着
企画提案書提出期限	令和7年3月26日（水）正午必着
企画提案プレゼンテーション審査（予定）	令和7年3月27日（木）
契約締結、事業着手	令和7年4月1日（火）

5 参加申込書の提出

企画提案への参加を希望する者は次に掲げる（4）の書類提出すること。

- (1) 提出期間 令和7年2月27日（木）から3月14日（金）まで
提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）
- (2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階
山梨県 多様性社会・人材活躍推進局 労政人材育成課 地域雇用担当
- (3) 提出方法 持参、郵送（提出期間内必着）とする。
- (4) 提出書類 以下の①～⑤を各1部提出すること。
 - ①参加申込書（様式第1号）
 - ②誓約書（様式第2号）
 - ③役員名簿（様式第3号）
 - ④会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）
 - ⑤物品等競争入札参加資格審査申請書の写し（参加申込書の提出時点で、物品購

入等入札参加有資格者名簿に登載されていない者のみ提出すること)

- (5) その他 郵送により(4)の提出書類を受け付けた場合には、事務局(12事務局(問い合わせ先)と同様。以下同じ。)から電話で確認の連絡を行うので、送付後2日以内(土曜・日曜日を除く)に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

6 企画提案に係る質問

- (1) 提出期間 令和7年2月27日(木)から3月10日(月)午後5時まで。
(2) 提出先 山梨県 多様性社会・人材活躍推進局 労政人材育成課 地域雇用担当
電子メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp
(3) 提出方法 電子メールとする。件名を「大学生等インターンシップ推進事業業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。
(4) 提出書類 質問票(様式第4号)
(5) 回答方法 令和7年3月12日(水)までに質問者へ電子メールで送付及びホームページに掲載する。電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係ない質問や本企画提案に公平性を保てないと判断した場合は回答しないことがある。

7 企画提案書の提出

次により、企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期間 令和7年3月17日(月)から3月26日(水)正午まで
提出は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
(2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階
山梨県 多様性社会・人材活躍推進局 労政人材育成課 地域雇用担当
(3) 提出方法 持参又は郵送(提出期間内必着)とする。
(4) 提出書類
①企画提案書かがみ(様式第5号)
②企画提案書(任意様式)
③類似業務実績報告書(様式第6号)
④見積書(任意様式)
(5) 提案数 1者1件のみとする。
(6) 提出部数 5部(A4判) 正本1部、副本4部
※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとする。
(7) 作成にあたっての留意点
① 提出書類は原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。(A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。)
② (4) ②の企画提案書は両面印刷とする。(用紙が縦の場合は左右開き、横の場

合は上下開きとする。)ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。

- ③表紙・目次(添付書類一覧表を含む)を付け、ページ下にはページ番号を符番すること。
- ④提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。

(8) 提出書類の内容

- ①企画提案書には仕様書に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載すること。
- ②仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、2(3)委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。
- ③できる限り別添「大学生等インターンシップ推進事業業務委託に係る委託候補者選定の手順及び審査の基準」(以下「審査基準」という。)の項目に沿って企画提案書の作成とプレゼンテーションを行うこと。
また、特徴や利用者にとって有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、わかりやすく記載すること。
- ④見積書については次のとおりとする。
 - ア 見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。(広報費、賃借料、通信費、消耗品費、旅費等)
 - イ 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を基準に契約の協議を行うので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。
 - ウ 積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

(9) その他

- ①郵送により企画提案書を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内(土曜・日曜日・祝日を除く)に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。
- ②提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

8 審査、選定方法等

(1) 審査

企画提案審査は、審査基準に基づき、大学生等インターンシップ推進事業業務委託に係る企画提案審査会(以下「審査会」という。)が非公開で行う。

(2) 審査の実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションの機会を設けることとする。プレゼンテーションは企画提案書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に回答する形式で行うものとする。この際、企画提案書と関係のないことは説明できない。また、当日の追加資料は認めない。

(3) 選定方法

①審査会は、審査基準に基づき、企画提案ごとに審査委員の評価点を集計し、その評価点を合計した総合点が最も高い企画提案書を提出した提案者を委託先候補者として選定する。総合点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

ただし、審査委員の2名以上が評価点2点未満(配点10点の項目は4点未満)とした評価項目が1つ以上ある場合、または審査委員の1名以上の総合点が60点未満の場合は順位にかかわらず委託候補者とししない。

なお、提案者が1者の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を委託先候補者として選定する。

②企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーション(20分)と質疑応答(15分)により行うが、提案者数によっては、時間を短縮する場合がある。また、企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこととし、会場への入室者は2名以内とする。

③審査会の日時及び場所等は、以下のとおり予定しているが、詳細は企画提案書提出者宛別途連絡をするものとする。

- ・実施日 令和7年3月27日(木)(予定)
- ・実施時間 9:00～17:00の間で実施
- ・実施場所 山梨県庁内

9 審査結果の通知

(1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知するものとする。

(2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ②所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき
- ③同一人が2件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

10 契約の締結等

(1) 8により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う(その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。)

ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

(2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

(3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

1 1 その他

- (1) 参加申込書提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届出書(様式第7号)を事務局へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いは行わない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (4) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

1 2 事務局（問い合わせ先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁別館3階
山梨県 多様性社会・人材活躍推進局 労政人材育成課 地域雇用担当
電 話 055-223-1562
電子メール jinzai-bank@pref.yamanashi.lg.jp

令和7年度大学生等インターンシップ推進事業業務委託に係る 委託候補者選定の手順及び審査の基準

1 選定の手順

(1) 審査委員による企画提案の審査

○各項目の得点（審査委員の評価点に係数を乗じて得た得点）を合計したものを審査点とする。

(2) 委託候補者の選定

○各審査委員の評価点を合計して総合点を算出し、得点の多い順に委託候補者として選定する。

○ただし、次のいずれかに該当する企画提案者は順位にかかわらず委託候補者としてしない。

・審査委員の2名以上が評価点2点未満(配点10点の項目は4点未満)とした審査項目が1つ以上ある場合

・審査委員の1名以上が総合点を60点未満とした場合

○総合点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

2 審査基準

区分		評価項目	配点
1	実施計画や事業実施能力・体制 (10)	① 学生の就職支援に関する業務の受託実績があり、本業務の遂行に有益な知見を有していると判断できるか。	5
		② 事業の実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施できる体制が整っているか。	5
2	学生と企業のマッチング業務 (15)	③ 学生が利用しやすく、マッチングの促進に繋がるような事業WEBサイトや適切な運営方法が提案されているか。	5
		④ コーディネーターによるマッチング支援の内容は具体的であり、効果的なものか。	10
3	インターンシップ企業 ガイダンス (15)	⑤ セミナー及びガイダンスの内容に工夫を凝らし、企業と学生が対話できるものとなっているか。	5
		⑥ 参加者を集める工夫がされているか。	10
4	企業向け支援 (30)	⑦ 企業向けセミナーはインターンシップへの理解促進に加え、県内企業のニーズを踏まえた内容となっているか。	10
		⑧ 専門アドバイザー派遣は、プログラム作成や受入体制の整備に資する効果的なものになっているか。	10
		⑨ インターンシップ等受入企業拡大やタイプ3実施企業を増加するための効果的な方法が提案されているか。	10
5	事業周知・参加者募集 (10)	⑩ 学生、企業への事業周知方法は具体的であり、効果的なものか。	10
6	その他 (10)	⑪ その他の追加提案がされているか。	10
7	価格点 (10)	⑫ 10点×参加者中の最低見積額／参加者の見積額 ※小数点以下第1位を四捨五入	10
合計			100

各評価項目の評価点は次を目安に評価する。

	<5点満点>	<10点満点>
・非常に優れている／非常に期待できる	5点	10～9点
・優れている／期待できる	4点	8～7点
・委託先として望ましい水準	3点	6～5点
・やや劣る／あまり期待できない	2点	4～3点
・要求水準を明らかに満たしていない	1点	2～1点
・提案がなされていない	0点	0点